

地籍調査で出来ないこと

× 所有権移転登記

先代・先々代の所有者の名義を現在の土地管理者の名義等に変更することは出来ません。この調査はあくまでも登記簿に基づき調査をするので、土地所有者名を変更することは出来ません。

※ 土地所有者の住所の変更は出来ます。ただし「住民票」「戸籍謄本」等住所の履歴が分かる物を掲示ください。